

吉田南1号館封鎖事件について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年4月19日）

昨年10月の吉田南1号館封鎖事件について、Campus Life News vol3裏面に、10月30日に京都府警川端警察署へ告訴した旨記載されています。

吉田南1号館封鎖実行者は自らの名前を封鎖中に名乗っており、後日ビラ等で自らの行動の写真を掲載しています。

この証拠をもって、少なくとも京都大学に籍を置く者に関しては停学または放学処分とし学内で事件を処理すべきであったと考えています。

告訴という大学の自治を自ら侵すような対応を取られたのは何故でしょうか？（本質問は、吉田南1号館封鎖事件実行者およびその実行者の政治的主張を擁護するものではないことを念のため付記します。）

むしろ、この実行者の「バリケードストライキ」と自称する行動により、学生の教育を受ける権利や、研究に従事する権利等が奪われたことに、一学生として強く反発し、事件実行者の無期停学または放学といった処分を要求するものです。）

【回答】（回答日：2016年5月26日）

（総務部総務課より）

吉田南一号館封鎖は、学生の教育や教職員の執務に重大な支障を生じせしめた重大な非違行為であり、そのような妨害行為は絶対に容認できないものです。本学としては、この妨害行為が威力業務妨害罪に当たると考えられ、しかもこの行為が本学の学生のみならず、本学学生以外の者を多数含む集団によって行われたものであったため、告訴を行いました。

また、この妨害行為に関わった本学学生に対しては、学内処分の可能性も含め検討しています。